

## 佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、県が発注する請負及び委託等の業務（以下「県業務等」という。）の適正な履行を確保するため、県が別に定める競争入札参加の資格を有する者以外の者（以下「非登録業者」という。）で、措置要件に該当すると確知した時点を起点とし、過去5か年以内に県と契約実績のある者が県業務等の受注者としてふさわしくない行為があった場合の県の措置について必要な事項を定めるものとする。

(入札参加一時停止)

第2条 知事は、非登録業者が別表第1、別表第2及び別表第3の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、当該非登録業者について競争入札から排除（以下「入札参加一時停止」という。）するものとする。

2 知事は、別表第3の各号に掲げる措置要件を事由として前項の入札参加一時停止を行うときは、あらかじめ警察本部長の意見を聴くものとする。

3 知事が入札参加一時停止を行ったときは、収支等命令者（佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）第2条第9号に規定する収支等命令者をいう。以下同じ。）は、当該入札参加一時停止に係る非登録業者を県業務等の競争入札へ参加させてはならない。当該入札参加一時停止に係る非登録業者に対し、現に入札参加資格の確認を通知しているときはその通知を取り消すものとする。

(共同企業体に関する入札参加一時停止)

第3条 知事は、共同企業体が別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、当該共同企業体の非登録業者である構成員について入札参加一時停止を行うものとする。

2 収支等命令者は、前条第1項又は前項の規定による入札参加一時停止に係る非登録業者を構成員に含む共同企業体の県業務等の競争入札への参加を認めてはならない。当該共同企業体に対し、現に入札参加資格の確認を通知しているときはその通知を取り消すものとする。

(入札参加一時停止の期間の特例)

第4条 非登録業者が一の事案により別表各号の措置要件の二以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ入札参加一時停止の期間の短期及び長期とする。

2 非登録業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における入札参加一時停止の期間の短期は、それぞれ別表各号（前項に該当する場合にあっては、前項）に定める短期の2倍（当初の入札参加一時停止の期間が1か月に満たないときは、1.5倍）の期間とする。ただし、その期間は2年を超えないものとする。

(1) 次のアからウまでに掲げる措置要件の区分ごとに、当該区分内の措置要件のいずれかに該

当し入札参加一時停止を受けた期間及びその期間の満了後1か年を経過するまでの間に、再び同じ区分内の措置要件のいずれかに該当することとなったとき。

ア 別表第1各号

イ 別表第2各号

ウ 別表第3各号

(2) 次のア又はイに掲げる措置要件の区分ごとに、当該区分内の措置要件のいずれかに該当し入札参加一時停止を受けた期間の満了後3か年を経過するまでの間に、再び同じ区分内の措置要件のいずれかに該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）。

ア 別表第2第1号から第3号まで

イ 別表第2第4号から第9号まで

- 3 知事は、非登録業者について情状酌量すべき特別の事情があるため、別表各号及び前2項の規定による入札参加一時停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、入札参加一時停止の期間を当該短期の1/2までに短縮することができる。
- 4 知事は、非登録業者について、極めて悪質な事情があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える入札参加一時停止の期間を定める必要があるときは、入札参加一時停止の期間を当該長期の2倍まで延長することができる。ただし、その期間は3年を超えないものとする。
- 5 知事は、入札参加一時停止の期間中の非登録業者について、情状酌量すべき特別の事情又は極めて悪質な事情が明らかとなったときは、別表各号及び前各項に定める期間の範囲内で入札参加一時停止の期間を変更することができる。
- 6 知事は、入札参加一時停止の期間中の非登録業者が、当該事案について責を負わないことが明らかとなったと認めたときは、当該非登録業者について入札参加一時停止を解除するものとする。

(独占禁止法違反等の不正行為に対する入札参加一時停止の期間の特例)

第5条 知事は、第2条第1項の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより入札参加一時停止を行う際に、非登録業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、入札参加一時停止の期間を加重するものとする。

- (1) 談合情報を得た場合又は県の職員が談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、非登録業者が、当該談合を行っていないとの誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について、別表第2第4号又は第7号に該当したとき。
- (2) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号。以下「入札談合等関与行為防止法」という。）第3条第4項に基づく各省各庁の長等による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなったときで、当該関与行為に関し、別表第2第4号から第6号までに該当する非登録業者に悪質な事由があるとき。
- (3) 県又は他の公共機関の職員が、競売入札妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第1項。以下同じ。）、談合（刑法第96条の6第2項。以下同じ。）又は入札談合等関与行為（入札談合等関与行為防止法第8条）の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提

起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第2第7号から第9号までに該当する非登録業者に悪質な事由があるとき。

- 2 知事は、非登録業者が別表第2第4号から第6号までの措置要件に該当した場合において、課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときは、入札参加一時停止の期間を当該制度の適用がなかったと想定した場合の期間の1/2に短縮するものとする。この場合において、短縮後の入札参加一時停止の期間が、該当する措置要件に規定する期間の短期を下回る場合においては、前条第3項の規定を適用するものとする。
- 3 知事は、刑法第96条の6に違反した非登録業者のうち最初に県に当該違反行為に係る事実を報告した者については、別表第2第7号から第9号までの措置要件に係る入札参加一時停止の期間を1/2に短縮するものとする。この場合において、短縮後の入札参加一時停止の期間が、該当する措置要件に規定する期間の短期を下回る場合においては、前条第3項の規定を適用するものとする。

(入札参加一時停止の期間の端数の取扱い)

第6条 月を単位として入札等参加排除の期間を計算する場合において、入札参加一時停止の期間に月未満の端数を生じた場合は、当該月未満の端数の日数は、1月を4週間とみなした場合の日数とする。

(入札参加一時停止の通知)

第6条の2 知事は、第2条第1項若しくは第3条第1項の規定により入札参加一時停止を行ったときは入札参加一時停止通知書(様式第1号)により、第4条第5項の規定により入札参加一時停止の期間を変更したときは入札参加一時停止期間変更通知書(様式第2号)により、または同条第6項の規定により入札参加一時停止を解除したときは入札参加一時停止解除通知書(様式第3号)により、当該非登録業者に対し遅滞なく通知するものとする。

- 2 知事は、前項の規定により入札参加一時停止の通知をする場合において、当該入札参加一時停止の理由が県が締結した契約に関するものであるときは、必要に応じて改善措置の報告を徴するものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第7条 収支等命令者は、入札参加一時停止の期間中の非登録業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない特別の事情がある場合は、この限りでない。

(下請等の禁止)

第8条 収支等命令者は、入札参加一時停止の期間中の非登録業者が県業務等の全部又は一部を下請けし、受託することを承認してはならない。

(入札参加一時停止に至らない場合の措置)

第9条 知事は、入札参加一時停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該非登録業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意を行うことができる。

(入札参加一時停止委員会の設置)

第 10 条 知事が非登録業者に対して行う入札参加一時停止を審議するため、入札参加一時停止委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の組織)

第 11 条 委員会の委員は、出納局長、会計課長、総務事務センター長、会計課副課長、総務事務センター副センター長をもってあてる。

- 2 委員会に会長を置き、出納局長をもってあてる。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(委員会の審議)

第 12 条 委員会は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

- 2 委員会は委員の 1 / 2 以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会は、必要により関係課長又は室長、並びに現地機関の長（以下「所属長」という。）収支等命令者の出席を求めることができる。

(議決の方法)

第 13 条 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。ただし、会長が急施を要し委員会に付議する暇がないと認めるときは、過半数の委員による書面審議により決することができる。

- 2 委員会の議事は公開しない。

(報告等)

第 14 条 所属長は、非登録業者が別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当すると認めるときは、様式第 4 号により速やかに、知事に報告するものとする。

- 2 知事は、前項の報告があったときは、必要に応じて調査を行い、当該非登録業者から弁明を求めることができるものとする。
- 3 知事は、非登録業者について第 2 条第 1 項若しくは第 3 条第 1 項の規定により入札参加一時停止を行い、第 4 条第 5 項の規定により入札参加一時停止の期間を変更し、又は同条第 6 項の規定により入札参加一時停止を解除したときは、直ちに、各所属長に通知するものとする。

(苦情申立て)

第 14 条の 2 第 2 条第 1 項若しくは第 3 条第 1 項の規定による入札参加一時停止、第 4 条第 5 項の規定による入札参加一時停止の期間の変更（ただし、期間の延長の場合に限る。）又は第 9 条の規定による書面による警告又は注意を受けた者は、当該措置について、書面により苦情を申立てることができる。

- 2 前項に規定する苦情申立てに関する手続については、別に定めるものとする。

(庶務)

第 15 条 委員会の庶務は、出納局会計課で処理する。

(雑則)

第 16 条 この要領に定めるもののほか、入札等参加排除の期間の決定その他この要領の運用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成 28 年 3 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 5 年 8 月 1 日から施行する。

別表第1

虚偽記載及び契約違反等による措置基準

措 置 要 件	期 間
<p>(虚偽記載)</p> <p>1 県業務等の契約において、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料その他入札前(随意契約の場合は契約前)の調査資料に虚偽の記載をし、業務等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>1か月以上6か月以内</p>
<p>(過失による粗雑業務等)</p> <p>2 県業務等の履行に当たり、過失により業務等を粗雑にしたと認められるとき(瑕疵が軽微であると認められるときを除く)。</p>	<p>1か月以上6か月以内</p>
<p>3 県内における業務等で前号に掲げるもの以外のもの(以下この表において「一般業務等」という。)の履行に当たり、過失により業務等を粗雑にした場合において、瑕疵が重大であると認められるとき。</p>	<p>1か月以上3か月以内</p>
<p>(契約違反)</p> <p>4 第2号に掲げる場合のほか、県業務等の履行に当たり、契約に違反し、県業務等の契約の相手方として不相当であると認められるとき又は正当な理由がなく契約を締結しないとき。</p>	<p>2週間以上4か月以内</p>

## 別表第2

## 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
<p>(贈 賄)</p> <p>1 次に掲げる者が、佐賀県の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 非登録業者である個人</p> <p>イ 非登録業者である個人の使用人</p> <p>ウ 非登録業者である法人の役員</p> <p>エ 非登録業者である法人の使用人</p> <p>オ アからエまでに掲げる者若しくは非登録業者である法人から公共機関の業務等の入札等（入札、見積りその他の契約のための事前の手續をいう。）に係る情報収集若しくは入札等への参加のための業務の全部若しくは一部を受託した者又はその使用人（受託した者が法人である場合にあっては、その役員を含む。）</p>	12 か月以上 36 か月以内
<p>2 前号のアからオまでに掲げる者が、県内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	8 か月以上 24 か月以内
<p>3 第1号のアからオまでに掲げる者が、県外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	4 か月以上 12 か月以内
<p>(独占禁止法違反行為)</p>	
<p>4 県業務等に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、業務等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	12 か月以上 36 か月以内
<p>5 県内において、他の公共機関が締結した契約に係る業務等に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、業務等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	8 か月以上 24 か月以内
<p>6 県外において、他の公共機関が締結した契約に係る業務等に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、業務等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	4 か月以上 12 か月以内
<p>(競売入札妨害又は談合)</p>	
<p>7 第1号のアからオまでに掲げる者が県業務等に関し、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を</p>	12 か月以上 36 か月以内

<p>提起されたとき。</p>	
<p>8 第1号のアからオまでに掲げる者が、県内の他の公共機関が締結した契約に係る業務等に関し、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>8か月以上 24か月以内</p>
<p>9 第1号のアからオまでに掲げる者が、県外の他の公共機関が締結した契約に係る業務等に関し、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>4か月以上 12か月以内</p>
<p>10 第1号のアからオまでに掲げる者が県業務等に関し、県職員に対して、情報入手の有無にかかわらず、不当情報提供要求を行ったと認められるとき。</p>	<p>6か月以上 12か月以内</p>
<p>(不正又は不誠実な行為)</p>	
<p>11 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、業務等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>1か月以上 9か月以内</p>
<p>12 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、非登録業者である個人又は非登録業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。）等が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑、若しくは刑法（明治40年法律第45号）の規定による罰金刑を宣告され、業務等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>1か月以上 9か月以内</p>





様式第1号

会 第 号  
年 月 日

商号又は名称  
代表者氏名 様

知 事 名 印

入札参加一時停止通知書

「佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領」に基づき、下記のとおり入札参加を一時停止しますので通知します。

記

1. 入札参加一時停止期間

年 月 日から 年 月 日まで（ か月）

2. 入札参加一時停止の理由

3. 入札参加一時停止期間中の取扱い

- ①一般競争入札等の参加を認めない
- ②随意契約の相手方としない
- ③下請負人となることを承認しない

(出納局会計課会計指導担当)

様式第2号

会 第 号  
年 月 日

商号又は名称  
代表者氏名様

知 事 名 印

### 入札参加一時停止期間変更通知書

さきに、 年 月 日付け、会第 号をもって貴方の入札参加について、一時停止を行った旨を通知したところではありますが、このたび、下記のとおり当該入札参加一時停止の期間を変更することとしましたので通知します。

#### 記

1. 従前の入札参加一時停止の期間
2. 変更後の入札参加一時停止の期間
3. 変更の理由
4. 入札参加一時停止期間中の取扱い
  - ①一般競争入札等の参加を認めない
  - ②随意契約の相手方としない
  - ③下請負人となることを承認しない

(出納局会計課会計指導担当)

様式第3号

会 第 号  
年 月 日

商号又は名称  
代表者氏名様

知 事 名 印

入札参加資格停止解除通知書

さきに、 年 月 日付け、会第 号をもって貴方の入札参加について、一時停止を行った旨を通知したところでありますが、このたび当該入札参加一時停止を解除しましたので通知します。

(出納局会計課会計指導担当)

佐賀県知事様

所属長名

「佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領」  
第14条に係る報告について

当課契約の相手方（非登録業者）について、標題要領の措置要件に該当すると認められるため、同要領第14条に基づき下記のとおり報告します。

記

1. 契約名
2. 契約事業者（非登録業者）名
3. 事案の経緯

・  
・  
・  
・

4. 該当措置要件

- ①別表第〇第〇号

措置要件に該当すると認めた理由

・  
・

- ②別表第〇第〇号

措置要件に該当すると認めた理由

・  
・

5. 根拠資料

- ・ 企画コンペに係る公示、参加資格確認申請書及び企画書、契約書（仕様書を含む）
- ・ 契約事業者からの経緯書・顛末書、再発防止策、和解契約書
- ・ 当課からの嚴重注意通知、委託料返還請求通知 等

連絡先

〇〇課 〇〇担当  
〇〇（内線）